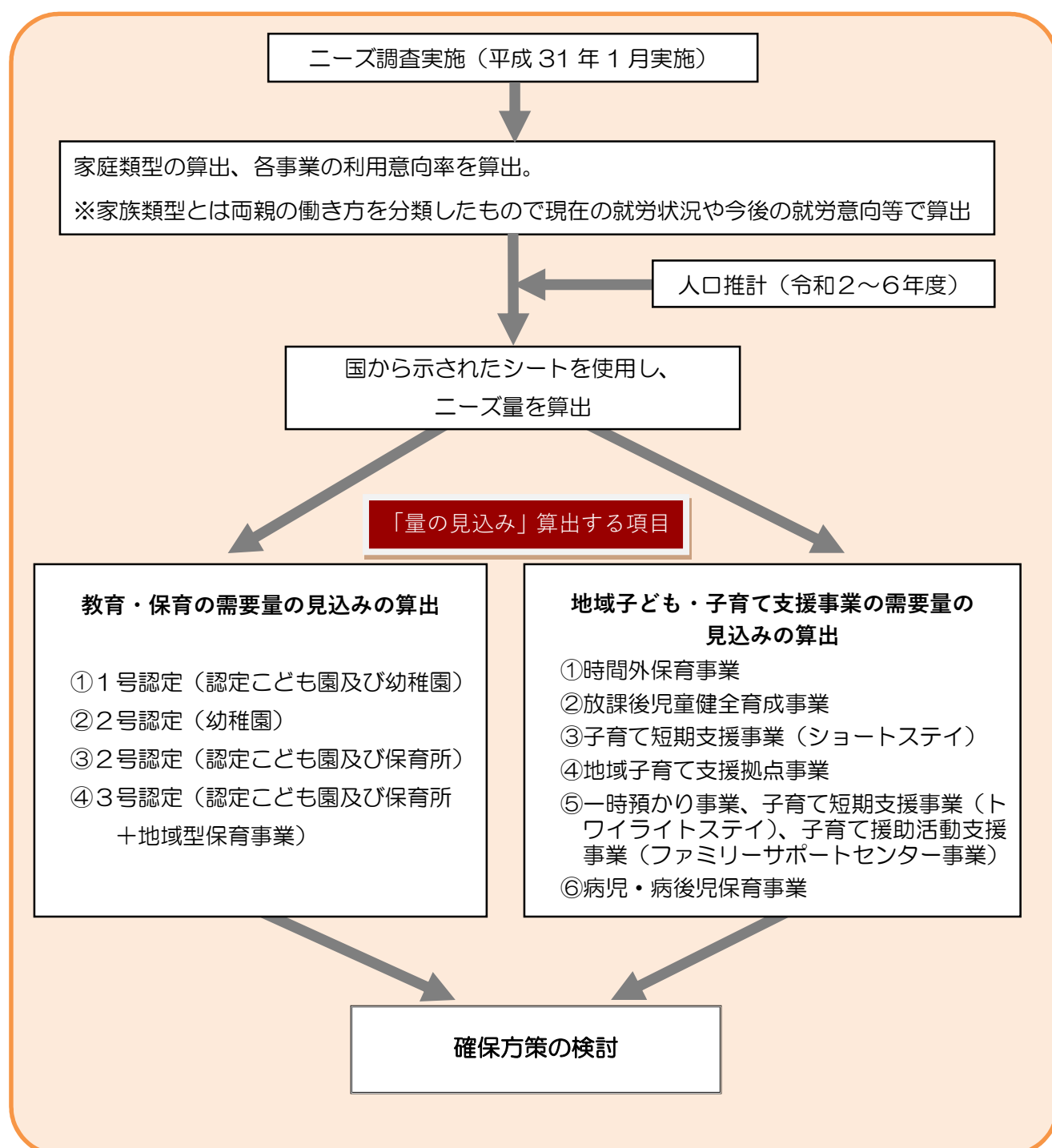


量の見込みの算出について

1. 教育・保育事業等のニーズ量の算出（調査結果の活用）

(1) ニーズ量の算出の流れ

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業（該当事業のみ）のニーズ量は、平成31年1月に実施したニーズ調査結果を基礎データとして、国の「量の見込みの算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、本市では、その手引きに準じて算出をしています。



(2) 全国共通でニーズ調査結果から量の見込みを算出する項目

I 教育・保育事業			
	支給認定基準※	認定区分	対象年齢
1	1号	教育標準時間認定（認定こども園・幼稚園）	3～5歳
2	2号	保育認定①（幼稚園） ※共働きであるが幼稚園利用のみの家庭	3～5歳
	2号	保育認定②（認定こども園・保育所）	3～5歳
3	3号	保育認定③（保育所・認定こども園＋地域型保育）	0歳 1・2歳

※支給認定基準について

- ・ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

II 地域子ども・子育て支援事業		
	事業名	対象年齢
1	時間外保育（延長保育）	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
3	子育て短期支援事業（ショートステイ等）	0～5歳 (対象18歳まで)
4	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	0～2歳
5	一時預かり事業 ・ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・ その他	3～5歳 0～5歳
6	病児・病後児保育事業	0～5歳 1～6年生
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0～5歳 1～3年生 4～6年生

2 ニーズ調査結果を活用した家庭類型の算出（別冊資料あり）

ニーズ調査結果より、①保護者の配偶状況（ひとり親かどうか）、②就労状況（夫婦の働き方の組み合わせ）によって、タイプAからタイプFまでの8パターンの“**現在**”家庭類型を算出します。

さらに、母親について、無職だがフルタイムまたはパートタイムで就労したい、現在のパートタイムからフルタイムへ移行したい、などの意向により、近い将来の“**潜在**”家庭類型を算出します。

タイプ	就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間※~120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 下限時間未満+下限時間※~120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間※~120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 下限時間未満+下限時間※~120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

※下限時間=各自治体において 48 時間~64 時間の間で設定する「保育の必要性」の認定区分に関する保護者の月間就労時間。

●父親・母親の就労形態によるタイプの分類図

		母親		父親			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
父親	母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満		
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'		
		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプF	

※枠内の「タイプB」、「タイプC」、「タイプE」、さらに、ひとり家庭の「タイプA」が2号認定（3歳以上）、3号認定（3歳未満）に分類されます。

※それ以外は1号認定となります（3歳以上のみ）。

3 児童数の将来推計

☞平成31年4月1日（3月末）の住民基本台帳人口を基点として、令和2年から6年までの5年間の将来人口を推計。

☞推計方法はコーホート変化率法*を採用し、本市における実際の人口動態の実績から年齢階級別人口の「変化率」を求め、その数値を用いて将来人口を推計しています。

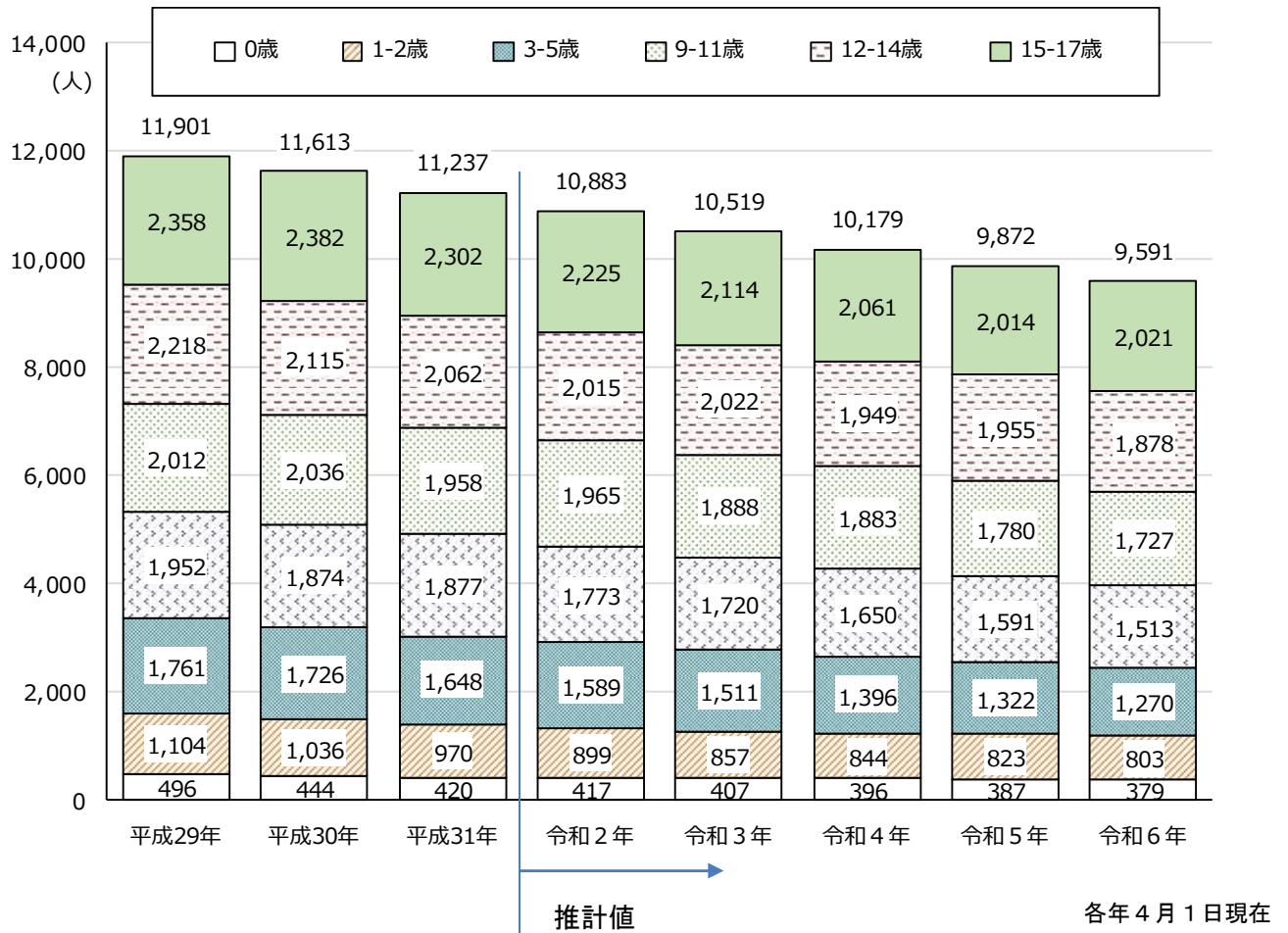
●児童数の推計

（単位：人）

年 齢	実績			⇒推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	496	444	420	417	407	396	387	379
1歳	551	490	470	431	428	418	407	398
2歳	553	546	500	468	429	426	416	405
3歳	558	544	540	496	465	426	423	413
4歳	611	563	547	544	500	468	429	426
5歳	592	619	561	549	546	502	470	431
0～5歳	3,361	3,206	3,038	2,905	2,775	2,636	2,532	2,452
6歳	662	590	612	557	545	542	498	467
7歳	615	666	601	615	560	548	545	501
8歳	675	618	664	601	615	560	548	545
9歳	662	679	621	666	603	617	562	550
10歳	685	664	679	620	665	602	616	561
11歳	665	693	658	679	620	664	602	616
6～11歳	3,964	3,910	3,835	3,738	3,608	3,533	3,371	3,240
合計	7,325	7,116	6,873	6,643	6,383	6,169	5,903	5,692

各年4月1日現在

* コーホート変化率法：コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）ごとに、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



4 ニーズ量算定結果

幼稚園・保育所・認定こども園や地域子育て事業について、ニーズ調査結果を用いて年齢別・潜在家庭類型別に算出した利用意向割合と推計児童数から、今後の事業の見込み量の算出をしました。

今後、これらのニーズ量を踏まえ、令和6年度までの見込量及び確保策を検討していきます。

(1) 教育・保育事業

●教育・保育事業のニーズ量算出結果（令和2年度）

対象児童の年齢	対象事業		推計児童数	ニーズ量	ニーズ割合
0歳	3号認定	保育認定③ 【保育所・認定こども園 +地域型保育）	417	251	60.1%
1・2歳	3号認定		899	582	64.7%
3～5歳	1号認定	教育標準時間認定 【認定こども園・幼稚園】	1,589	433	27.9%
	2号認定	保育認定① 【幼稚園】※学校教育希望強		105	6.6%
	2号認定	保育認定② 【認定こども園・保育所】		909	57.2%

●教育・保育事業のニーズ量算出結果（令和2～6年度）

対象児童の年齢	対象事業		ニーズ量				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	3号認定	保育認定③ 【保育所・認定こども園 +地域型保育）	251	245	238	232	228
1・2歳	3号認定		582	554	546	532	519
3～5歳	1号認定	教育標準時間認定 【認定こども園・幼稚園】	443	421	389	368	354
	2号認定	保育認定① 【幼稚園】※学校教育希望強	105	100	93	88	84
	2号認定	保育認定② 【認定こども園・保育所】	909	864	799	756	727

(2) 地域子ども・子育て支援事業①（ニーズ調査結果からの算定対象事業）

●地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出結果（令和2年度）

対象事業		対象年齢	推計 児童数	ニーズ量	ニーズ 割合
1	時間外保育（延長保育）	0～5歳	2,905	502	17.3%
2	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	1～3年生	1,773	818	
		4～6年生	1,965	475	
3	子育て短期支援事業 （ショートステイ等）	0～5歳	2,905	1,385	
4	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	0～2歳	1,316	5,908	
5	一時預かり事業				
	幼稚園における一時預かり	3～5歳	1,589	3,777	
	2号認定による定期的な利用	3～5歳	1,589	16,971	
	その他の一時預かり事業	0～5歳	2,905	27,074	
6	病児病後児保育事業	0～5歳 （対象6年生まで）	2,905	3,361	
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） （就学児）	0～5歳	-	-	
		1～3年生	1,773	29	
		4～6年生	1,965	0	

【事業の内容】

1 延長保育事業

11時間の開所時間を超過して保育を行う事業。（保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施。）

2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。

3 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

4 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

5 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

6 病児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

●地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出結果（令和2～6年度）

対象事業		対象年齢	ニーズ量				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1	時間外保育（延長保育）	0～5歳	502	480	456	438	424
2	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	計	1,353	1,304	1,269	1,216	1,168
		1年生	267	260	259	238	224
		2年生	294	267	261	260	240
		3年生	288	294	267	261	260
		4年生	171	154	158	145	142
		5年生	159	170	154	158	144
		6年生	174	159	170	154	158
3	子育て短期支援事業 （ショートステイ等）	0～5歳	1,385	1,323	1,257	1,207	1,169
4	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	0～2歳	5,908	5,675	5,567	5,432	5,307
5	一時預かり事業						
	幼稚園における一時預かり	3～5歳	3,777	3,592	3,318	3,142	3,019
	2号認定による定期的な利用	3～5歳	16,971	16,138	14,910	14,120	13,564
	その他の一時預かり事業	0～5歳	27,074	25,878	24,676	23,747	23,021
6	病児病後児保育事業	0～5歳 （対象6年生まで）	3,361	3,210	3,049	2,929	2,836
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター） （就学児）	0～5歳	-	-	-	-	-
		1～3年生	29	28	27	26	25
		4～6年生	0	0	0	0	0

※小学生保護者調査による放課後児童クラブのニーズ量

対象事業		対象年齢	ニーズ量				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
参考	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	計	959	928	905	866	828
		1年生	179	176	175	161	150
		2年生	199	180	177	176	161
		3年生	193	199	180	177	176
		4年生	131	119	123	110	108
		5年生	123	131	119	123	110
		6年生	134	123	131	119	123

(3) 地域子ども・子育て支援事業②（ニーズ調査結果からの算定対象外）

（国の手引きで算出方法が示されておらず、ニーズ調査結果によらずに量を見込む事業。今後、見込み量を検討していきます。）

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

2 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

3 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の援助を行う事業

4 妊産婦健診事業

市町村が必要に応じて、妊婦に対して健康診査を行う事業。

5 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業。

6 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。